

第3期山北町子ども・子育て支援事業計画

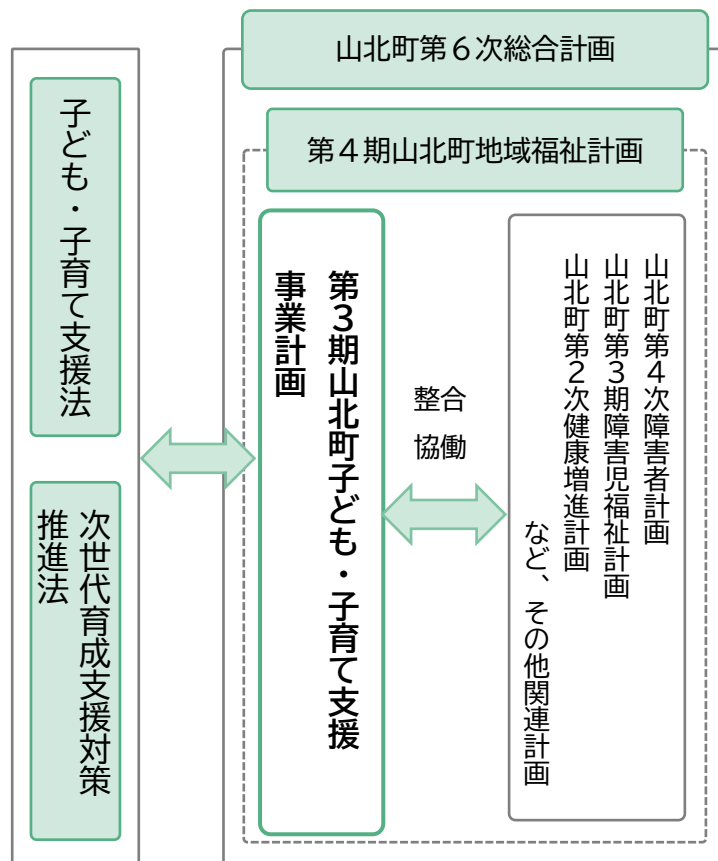
1 策定の背景及び趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観が多様化するなど、子どもたちを取り巻く社会環境には大きな変化がもたらされています。

こうした状況の中、令和5（2023）年4月に「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念・精神に則り、次代の社会を担う全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。

山北町では、子育てがしやすい社会、子どもが安心して暮らせる町を実現するため「次世代育成支援対策推進法」「子ども・子育て支援法」等に基づき「第3期山北町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間



「子ども・子育て支援事業計画」について

子ども・子育て支援法に掲げられる基本理念（第2条）と市町村の責務（第3条第1項）を踏まえて、同法第61条第1項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定するものとされています。

計画策定期間

（令和7年度～令和11年度までの5年間）

「山北町子ども・子育て支援事業計画」は、町の最上位計画である「山北町第6次総合計画」において、子育て支援の総合的推進に関する事項として位置付けられており、関連する諸計画と連携・調和を図り、適切に施策を推進していきます。

3 基本理念

（1）子どもや子育て当事者の視点の尊重

子どもの権利主体の尊重

子どもは、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。子どもの自己肯定感や自己有用感、主体性の形成のために、子どもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することができるように取り組みます。

子どもの意見形成への支援

「子どもとともに」という姿勢で、子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しするとともに、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

（2）ライフステージに応じた切れ目のない支援

関係機関の連携による切れ目のない支援

子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。



（3）全ての子どもが幸せな状態で成長するための支援

貧困と格差の解消のための支援

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながるため、良好な成育環境を確保し、全ての子どもが幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

子どもの個性の尊重

全ての子どもが、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。



4 基本方針

基本理念を実現するために、次の4つの基本方針を設定し、子ども子育て支援の計画を推進していきます。

基本方針1	幼児期の教育・保育の実施
基本方針2	地域子ども・子育て支援事業の実施
基本方針3	子育て当事者への支援の充実
基本方針4	子ども本人への支援の充実

5 施策の展開

施策体系

基本方針の実現に向けて、次の4つの体系に基づき、施策・事業を展開していきます。

基本方針	施策・事業
基本方針1 幼児期の教育・保育の実施	(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方 (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援の一体的提供及び推進に関する体制の確保 (3) 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進 (4) 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進 (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
基本方針2 地域子ども・子育て支援事業の実施	(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） (2) 預かり保育（幼稚園在園児対象型一時預かり） (3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等 (4) 病児保育事業 (5) 利用者支援事業 (6) 妊婦健康診査 (7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問） (8) 養育支援訪問事業 (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (10) 延長保育事業（時間外保育事業） (11) 短期入所生活援助（ショートステイ） (12) 産後ケア事業 (13) 児童福祉法改正に伴う新規事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業） (14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
基本方針3 子育て当事者への支援の充実	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減 (3) 子どもの貧困対策の推進 (4) 安心して子育てができる社会の実現 (5) 仕事と生活の調和と基盤整備
基本方針4 子ども本人への支援の充実	(1) ライフステージを通した子育て支援の推進 (2) 障害児・医療的ケア児に対する支援 (3) 児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実・強化 (4) 子どもの居場所づくり (5) 子どもが権利の主体であることの社会全体への周知

6 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育

事業名等	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3歳～5歳） （こども園・幼稚園）	量の見込み	33人	30人	29人	31人	30人
	確保の内容	92人	92人	92人	92人	92人
2号認定（3歳～5歳） （こども園・幼稚園）	量の見込み	76人	71人	68人	71人	69人
	確保の内容	140人	140人	140人	140人	140人
3号認定（0歳～2歳） （こども園・保育園）	量の見込み	51人	50人	46人	46人	44人
	確保の内容	85人	85人	85人	85人	85人

地域子ども・子育て支援事業

事業名等	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業 （人日/月）	量の見込み	195人	196人	196人	210人	214人
	確保の内容	195人	196人	196人	210人	214人
預かり保育（幼稚園型） （人日/年）	量の見込み	199人	186人	178人	188人	183人
	確保の内容	360人	360人	360人	360人	360人
預かり保育（幼稚園型以外） （人日/年）	量の見込み	217人	197人	182人	171人	166人
	確保の内容	217人	197人	182人	171人	166人
病児保育事業 （人日/年）	量の見込み	14人	13人	12人	12人	11人
	確保の内容	14人	13人	12人	12人	11人
利用者支援事業 （か所数）	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦健康診査 （人日/年）	量の見込み	28人	27人	26人	25人	25人
	確保の内容	30人	30人	30人	30人	30人
乳児家庭全戸訪問事業 （人日/年）	量の見込み	28人	27人	26人	25人	25人
	確保の内容	30人	30人	30人	30人	30人
養育支援訪問事業 （人日/年）	量の見込み	6人	6人	5人	5人	5人
	確保の内容	6人	6人	5人	5人	5人
放課後児童健全育成事業 （人日/年）※	量の見込み	130人	120人	112人	107人	103人
	確保の内容	110人	110人	110人	110人	110人
産後ケア事業 （人日/年）	量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
	確保の内容	8人	8人	8人	8人	8人
子育て世帯訪問支援事業 （人日/年）	量の見込み	48人	48人	48人	48人	48人
	確保の内容	48人	48人	48人	48人	48人

※量の見込みが定員を上回っていますが、一日あたりの利用者が定員を超えることはないため、ニーズに依っている状況です。

